報道資料

彦根市
Hikone City

令和７年３月25日

「美しいひこね創造条例」の廃止およびその経過措置について(お知らせ)

この度、「美しいひこね創造条例」を令和７年４月１日をもって廃止することとなりましたが、令和６年度の活動実績に対する地域通貨の交付等、令和７年度に限り、事業の一部について経過措置を講じますので、その内容について、下記のとおりお知らせします。

記

1　経過措置について

令和７年度に限り講じる経過措置の内容は、以下のとおりです。

(1)令和６年度活動実績のご報告・認定、それに対する地域通貨「彦」の交付

ア　受付窓口：**市役所本庁舎(彦根市元町４番２号)２階　会議室２－３**

イ　受付期間：**令和７年(2025年)５月１日(木)～同年６月２日(月)**

平日９：00～16：30(土・日、祝日を除く。)

令和７年度　彦根市地域通貨「彦」デザイン

令和７年度　エコバッグデザイン

※令和７年度(2025年度)発行の彦の有効期間は、
令和８年(2026年)３月31日までとします。

(2)彦の使用について

令和８年３月31日までの有効期間内の彦は、これまでと同様に

・自由な流通(何かをしてもらったときの感謝の気持ちとして渡す。)
・協力店で特典を受ける。
・市の一部での施設での使用料や、手数料として使用する。
・登録団体に寄附する。
・交換品(エコバッグおよびごみ袋(燃やすごみ指定専用袋))と交換する。

の使い道でお使いいただけます。

2　その他

(1)「美しいひこね創造活動」への新規登録および彦が寄附できる市民団体の新規登録は、令和７年度には行えません。

(2)全ての登録者について、令和７年度の活動報告書は発行しません。

以上

＜問合せ先＞
彦根市企画振興部まちづくり推進課
担当：岡本、関谷
TEL：30－6117(直通)　FAX：24－3288
e-mail：machizukuri@ma.city.hikone.shiga.jp